

# 飯田市公立認定こども園保育業務支援システム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

飯田市公立認定こども園保育業務支援システム構築業務委託

### (2) 業務の目的

本業務は、公立認定こども園への保育業務支援システムの導入により、保育園利用者の利便性を向上させるとともに、保育士等の業務効率化による負担軽減を図り、保育業務に専念できる環境を構築することを目的とする。

また、新型コロナウイルス感染症等への対策として、登降園時の接触機会の削減を図るものである。

### (3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

※システムの本格運用開始予定は、令和5年4月1日からとする。

### (5) 提案限度額

3,910,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

・この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

・価格提案書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

### (6) 参考価格（利用、運用、保守料）

価格提案書とは別に、システム利用、運用、保守等にかかる1年間の価格を参考価格として提示すること。総合的な費用の観点から評価対象とする。

### (7) 履行場所

飯田市役所及び公立認定こども園5園（詳細は、仕様書の5.対象施設 参照）

### (8) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル

### (9) プロポーザルの採用理由及び導入効果

保育士の働き方改革の一環として、保育士等が実際に使いやすいものを予算の範囲内で選択する。

## 2 参加資格

本企画提案へ参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 飯田市入札参加資格者名簿に登録されている者、または参加表明書提出期限までに名簿登録を行い、当市の承認を得た者であること。

（営業種目は「情報システム構築・保守」に登録があること）

- (2) プロポーザル方式を行う旨を公告した日から当該プロポーザル方式における契約の相手方の

決定の日までの間において、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 24 年 3 月 30 日 飯田市告示第 42 号）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。
- (5) プライバシーマーク制度の「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）」、「個人情報保護マネジメントシステム（JIS5001）」認証を取得していること。

### 3 スケジュール

内 容	日 程
企画提案募集開始	令和 4 年 10 月 3 日（月）
参加表明書等提出期限	令和 4 年 10 月 24 日（月）17 時必着
参加資格要件確認結果通知	令和 4 年 10 月 26 日（水）
質問書提出期限	令和 4 年 10 月 31 日（月）17 時必着
質問回答	令和 4 年 11 月 4 日（金）
企画提案書等提出期限	令和 4 年 11 月 11 日（金）17 時必着
第 1 次審査（書類）	令和 4 年 11 月 15 日（火）
第 1 次審査結果通知	令和 4 年 11 月 17 日（木）
第 2 次審査実施（プレゼンテーション）	令和 4 年 11 月 24 日（木）
第 2 次審査結果発表（優先交渉権者決定）	令和 4 年 12 月中旬

※第 2 次審査は、第 1 次審査通過者を対象とする。事業者は上記日程に対応すること。

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

### 4 担当部署

飯田市健康福祉部子育て支援課保育係（担当：小澤）  
〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地  
電話：0265-22-4511 内線 5736 F A X：0265-22-8133  
電子メール：jidou@city.iida.nagano.jp

### 5 参加表明書等の提出

本業務に係る企画提案へ参加を希望する者は、次により参加表明書等を提出すること。

#### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 会社概要（様式自由、ただし A 4 版両面 1 枚程度とする。）
- ウ 業務実績（任意様式）

- (2) 提出部数 各2部
- (3) 提出期限 令和4年10月24日(月)17時必着
- (4) 提出場所 上記「4 担当部署」に同じ
- (5) 提出方法 持参または郵送(メール便含む。)により提出
- (6) 参加資格の審査 参加資格については、提出書類に基づき審査します。

## 6 質問書の提出及び回答

本実施要領等の内容について質問がある場合、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書 (様式2)
- (2) 提出期限 令和4年10月31日(月)17時必着
- (3) 提出場所 上記「4 担当部署」に同じ
- (4) 提出方法 電子メールにより提出。件名を「企画提案に関する質問(事業者名)」とすること。また、提出後、電話で「4 担当部署」に電子メール到着確認を行うこと。なお、質問は参加表明書等が提出されていることを前提条件とする。
- (5) 回答方法 令和4年11月4日(金)に全参加者宛てに電子メールにより行う。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

## 7 企画提案書等の作成

企画提案書及び価格提案書は、別紙「仕様書」に示す内容を満たすために具体的な提案がわかるように作成すること。

### (1) 企画提案書

企画提案書は、以下の点に留意のうえ作成すること。

#### ア 記載依頼事項

- (ア) 業務基本方針、実施計画(工程表)、実施体制
- (イ) システム概要
- (ウ) 保育士及び保護者にとっての視認性、操作性
- (エ) システムの運用、保守(セキュリティ対策、障害時などの緊急対応など)
- (オ) 業務サポート(操作研修、マニュアル作成、ヘルプデスクなど)
- (カ) アピールポイント、追加提案等

イ 企画提案書は、表紙、目次、本編で構成すること。カラー、白黒は問わない。

ウ 「様式3 企画提案書」を表紙とすること。

エ 本編は、A4(縦横問わない)とすること。

オ 企画提案書は、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いて記述すること。

### (2) 価格提案書

ア 業務参考見積は、「様式4-1 価格提案書」に提案金額を記載すること。

イ また、価格提案書に記載された金額の根拠が分かる内訳明細書(任意様式)を添付することとし、金額は税込みとすること。

### (3) 参考価格書

システム運用保守等に係る参考見積は、「様式4-2 参考価格書」に1年間あたりの見積提案金額（税込み）を記載すること。

### (4) 機能要件一覧

パッケージ標準対応の場合は◎、代替案で対応可能の場合は○、カスタマイズが必要な場合は△として費用を記載、対応不可の場合は×を記載して提出すること。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出部数 各8部及び電子データ一式（PDF ファイル）

(2) 提出期限 令和4年11月11日（金）17時必着

(3) 提出場所 上記「4 担当部署」に同じ

(4) 提出方法 持参または郵送により提出すること。電子データについてはCD-Rにデータを格納し、提出すること。

## 9 業務の再委託

受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

受注者は、本業務の遂行にあたりその一部を再委託しようとする場合は、以下により再委託計画書を提出すること。

なお、再委託先の事業者についても、「2 参加資格」(2)～(5)の要件を満たすこと。

(1) 提出書類 再委託計画書（任意様式）

(2) 提出部数 正本1部

(3) 提出期限、提出場所、提出方法は、上記8の企画提案書等の提出に同じ。

## 10 審査方法

参加表明書等、企画提案書等、プレゼンテーションの内容について「飯田市公立認定こども園保育業務支援システム構築業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、評価基準に基づき公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。あわせて次点交渉権者も選定する。

### (1) 審査委員会

役 職	委員	備考
委員長	子育て支援課長	
委 員	公立保育園園長会会長 公立保育園園長会副会長 公立保育園主任会会長 子育て支援課保育係（情報化担当） 子育て支援課保育係（保育専門指導員）	
委員兼 事務局	子育て支援課保育係長 保育係	

## (2) 審査概要

### ア 第1次審査

企画提案書の内容について評価を行い、評価点の高い上位3者を第1次審査通過者として選定する（なお、第3順位の者が複数存する場合は、この限りではない）。

### イ 第2次審査

第1次審査通過者に対して、プレゼンテーション、価格提案書での評価を行う。

- ・日時及び場所 令和4年11月24日（木） 場所は、別途案内する。
- ・実施時間 提案説明は、各事業者50分程度とする。  
その後質疑応答を10分程度行う。

## (3) 評価及び審査について

審査委員会において、別表「評価基準表」の評価項目について配点のとおり評価を行い、選定を行う。

## (4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者の決定

第1次審査と第2次審査の結果から評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。同点の場合は、「機能要件」の点数が高い者を優先交渉権者とする。

ただし、審査基準の配点合計に出席審査委員の人数を乗じた値の6割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は優先交渉権者、次点交渉権者とししない。

## (5) 受注者の決定

優先交渉権者は、提案及び契約の内容について当市と協議の上、当市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、当市は次点交渉権者と協議を行うことがある。

## (6) 審査結果の通知

審査結果については、全参加者に書面にて通知する。なお、契約締結後に審査結果の概要を飯田市ホームページに掲載する。

## 11 その他

- (1) 参加表明書の提出以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション審査の参加等一切の経費は、提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) 企画提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- (4) 必ずしも企画提案書の内容で契約を保証するものではない。
- (5) 企画提案に関する提出期限後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、当市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
  - ア 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合

- イ 企画提案者の記名及び押印を欠く場合
  - ウ 誤字又は脱字等により不明確な記載が多い提案
  - エ 価格提案書の記載金額が提案上限額を超えた提案
- (8) 次のいずれかに該当する行為をしたものは失格とする。
- ア 企画提案に関わる書類に虚偽の記載をした場合
  - イ その他、実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した場合
  - ウ 審査委員関係者と不正な接触等を行った場合